

令和6年度

地方公務員の管理監督職勤務上限年齢制  
に関する実施状況等調査

総務省  
自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室



## 目 次

調査要領 ..... 1

### 第1 調査結果（全体）

#### （1）令和7年4月1日実績

第1表 令和6年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況（職種・団体区分別） ..... 6  
第2表 管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（一般行政職） ..... 7

### 第2 調査結果（団体区分別）

#### （1）令和7年4月1日実績

第3表 【都道府県】令和6年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況 ..... 9  
第4表 【指定都市】令和6年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況 ..... 9  
第5表 【都道府県】管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（一般行政職） ..... 10  
第6表 【指定都市】管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（一般行政職） ..... 11

# **調査要領**

## **1 調査目的**

本調査は、地方公務員の管理監督職勤務上限年齢制の実施状況等に関する実態を把握することにより、地方公務員の高齢対策に資することを目的とする。

## **2 調査対象団体**

都道府県、指定都市、市（指定都市を除く。以下同じ。）、特別区、町村、一部事務組合及び広域連合。

## **3 調査対象職員**

調査対象職員は、調査対象団体に属する一般職の地方公務員（会計年度任用職員、臨時的任用職員、法律により任期の定めのある職員、大学の学長及び部局長を除く。以下「職員」という。）である。

## **4 区分**

### **(1) 職種**

#### **ア 一般行政職**

税務職、海事職、研究職、医療職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職及び警察職以外の職をいうものであること。

#### **イ 税務職**

国の税務職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

#### **ウ 海事職**

国の海事職俸給表（一）又は（二）のいずれかの適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

#### **エ 研究職**

国の研究職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

#### **オ 医療職**

国の医療職俸給表（一）、（二）又は（三）のいずれかの適用を受ける者に相当する職員及び獣医師（獣医師としての資格を有し、保健所、家畜保健衛生所等において現実に獣医師として本来の業務に従事している職員に限る。）（企業職の職員は除く。）をいうものであること。

## **力 福祉職**

国の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

## **キ 消防職**

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 11 条第 1 項に規定する消防職員及び同法第 19 条第 1 項に規定する消防団員（常勤の職員に限る。）をいうものであること。なお、消防組織がない市町村において、専ら消防事務に従事し、消防費に係る予算から給与が支給されている者の数は含まれないものとする。

## **ク 企業職**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員をいうものであること。

## **ケ 技能労務職**

国の行政職俸給表（二）の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

## **コ 教育職**

次の①から⑤までのいずれかに該当する者をいうものであること。

- ① 国の教育職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員（したがって、一般職員のうちの教務職員（昭和 32 年人事院指令 9-56 第 1 項第 1 号に規定する者に準ずる職員）が含まれる。）
- ② 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 136 号）第 1 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「旧給与法」という。）別表第 6 の教育職俸給表（二）の適用を受ける者（人事院規則 9-2-48 による改正前の人事院規則 9-2（以下「旧規則」という。）第 9 条第 2 号及び第 3 号に規定する者を除く。）に相当する職員及び特別支援学校・専修学校・各種学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員
- ③ 旧給与法別表第 6 の教育職俸給表（三）の適用を受ける者に相当する職員（枠外教員を含む。）（特別支援学校で教育に従事する職員を除く。）
- ④ 国の教育職俸給表（二）の適用を受ける者（旧規則 9-2 第 10 条の 2 第 1 号に規定する者に限る。）に相当する職員
- ⑤ 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 2 条第 5 項に規定する指導主事（充て指導主事を除く。）及び社会教育主事

## **サ 警察職**

国の公安職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員をいうものであること。

## (2) 団体区分

- ① 「市・特別区」とは、市及び特別区の合計であること。
- ② 「一部事務組合等」とは、一部事務組合及び広域連合をいうものであること。

## (3) 職位

- ① 「管理監督職」とは、管理職手当を支給される職及びこれに準ずる職であって、条例で定められている職をいうものであること。
- ② 「部（局）長相当職」とは、部（局）長と同等の職位（次長も含む。）以上の者をいうものであること。
- ③ 「課長補佐相当職」とは、課長補佐又は課長補佐と同等の職位の職以上で「部（局）長相当職」及び「課長相当職」に該当しない者をいうものであること。
- ④ 「係長相当職」とは、係長又は係長と同等の職位の職以上で「管理監督職」に該当しない者をいうものであること。
- ⑤ 「その他」とは、「管理職」、「課長補佐相当職」及び「係長相当職」のいずれにも該当しない職をいうものであること。

## 5 留意事項

### (1) 共通

「令和7年4月1日実績」とは、令和5年4月1日に施行された「地方公務員法等の一部を改正する法律」（以下、「地公法」という。）による改正後の地公法に基づき、令和7年4月1日時点における地方公共団体における管理監督職勤務上限年齢制の状況等を集計しているものであること。

### (2) 調査結果（全体）関係

- ① 令和7年4月1日時点の職種で計上しているものであること（前年度から職種変更されている場合もあり得ること）。
- ② 「管理監督職上限年齢による降任等」とは、地公法第28条の2の規定に基づき、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間（異動期間）に管理監督職以外の職等への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をした職員数を集計しているものであること。
- ③ 「特例任用」には、地公法第28条の5第1項第1号、第2号及び第28条の5第3項の規定に基づき、職務遂行上の特別の事情、職務の特殊性又は年齢別人員構成等の事情から、管理監督職勤務上限年齢制の特例として、他の官職への降任等をすべき異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員数を集計しているものであること。

- ④ 「定年前再任用短時間勤務職員」には、地公法第 22 条の 4 及び地方法第 22 条の 5 の規定に基づき、条例で定める年齢（60 歳）に達した日以後定年前に退職した者で短時間勤務の職に採用された職員数を集計しているものであること。
- ⑤ 「それ以外」には、管理監督職上限年齢が 60 歳より高い管理監督職に就いている職員数又は管理監督職勤務上限年齢制が適用除外される管理監督職に就いている職員数を集計しているものであること。

### **(3) 調査結果（団体区分別）第3表から第6表関係**

令和 7 年 4 月 1 日時点における令和 6 年度に 60 歳に達した職員数について、第 1 表から第 2 表を都道府県及び指定都市の団体ごとに集計しているものであること。

# 第1 調査結果（全体）

## （1）令和7年4月1日実績

- 第1表 令和6年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況（職種・団体区分別）
- 第2表 管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（一般行政職）

第1表 令和6年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況（令和7年4月1日実績）

(単位：人)

区分	合計	常勤職員	管理監督職を占める職員				常勤職員	管理監督職を占める職員			管理監督職を占める職員以外					
			常勤職員	非管理職への異動	特例任用	それ以外		退職	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外	退職	定年前再任用短時間勤務職員			
一般行政職	都道府県	7,298	4,366	2,076	1,938	131	7	2,290	2,932	2,059	267	1,792	873	246	627	
	指定都市	2,528	1,567	613	530	83		954	961	587	172	415	374	174	200	
	市・特別区	8,421	5,994	4,034	3,787	236	11	1,960	2,427	1,635	588	1,047	792	373	419	
	町村	1,980	1,470	995	909	80	6	475	510	387	128	259	123	36	87	
	一部事務組合等	331	250	133	108	22	3	117	81	57	11	46	24	6	18	
税務職	計	20,558	13,647	7,851	7,272	552	27	5,796	6,911	4,725	1,166	3,559	2,186	835	1,351	
	都道府県	411	319	106	90	16		213	92	47	15	32	45	24	21	
	指定都市	103	77	17	17			60	26	13	3	10	13	2	11	
	市・特別区	248	194	99	98	1		95	54	26	9	17	28	10	18	
	町村	37	29	23	23			6	8	5	3	2	3	3		
海事職	計	799	619	245	228	17		374	180	91	30	61	89	39	50	
	都道府県	20	18					18	2			2		2		
	指定都市	1	1					1								
	市・特別区	3	2	1	1			1	1	1		1				
	町村	7	3	3	2	1		4	2		2	2		2		
一部事務組合等	計	31	24	4	3	1		20	7	3		3	4		4	
研究職	都道府県	305	211	137	131	6		74	94	77	7	70	17	7	10	
	指定都市	7	7	1	1			6								
	市・特別区															
	町村															
医療職	一部事務組合等															
	計	312	218	138	132	6		80	94	77	7	70	17	7	10	
	都道府県	691	453	186	144	10	32	267	238	115	21	94	123	40	83	
	指定都市	190	134	48	38	4	6	86	56	20	6	14	36	11	25	
	市・特別区	850	592	229	193	10	26	363	258	104	29	75	154	53	101	
福祉職	町村	243	192	59	50	4	5	133	51	18	4	14	33	11	22	
	一部事務組合等	162	116	46	40	2	4	70	46	19	2	17	27	11	16	
	計	2,136	1,487	568	465	30	73	919	649	276	62	214	373	126	247	
	都道府県	159	116	27	25	2		89	43	17	2	15	26	7	19	
	指定都市	178	116	31	25	6		85	62	17	7	10	45	17	28	
消防職	市・特別区	872	539	157	148	9		382	333	125	72	53	208	100	108	
	町村	119	89	40	33	7		49	30	15	7	8	15	3	12	
	一部事務組合等	17	16	2	2			14	1			1	1			
	計	1,345	876	257	233	24		619	469	174	88	86	295	128	167	
	都道府県	251	159					159	92	62		62	30	5	25	
企業職	指定都市	620	456	116	108	8		340	164	85	11	74	79	26	53	
	市・特別区	864	562	396	383	12	1	166	302	224	64	160	78	31	47	
	町村	31	17	13	13			4	14	9	1	8	5		5	
	一部事務組合等	658	412	301	283	14	4	111	246	184	65	119	62	20	42	
	計	2,424	1,606	826	787	34	5	780	818	564	141	423	254	82	172	
技能労務職	都道府県	1,007	685	108	80	17	11	577	322	136	7	129	186	77	109	
	指定都市	755	570	97	77	10	10	473	185	79	24	55	106	41	65	
	市・特別区	1,250	954	453	411	14	28	501	296	160	50	110	136	59	77	
	町村	81	63	32	30	1	1	31	18	11	4	7	7	5	2	
	一部事務組合等	301	214	94	76	9	9	120	87	37	11	26	50	21	29	
教育職	計	3,394	2,486	784	674	51	59	1,702	908	423	96	327	485	203	282	
	都道府県	500	425					425	75			75	35	40		
	指定都市	890	791	10	10			781	99	1		1	98	43	55	
	市・特別区	2,079	1,719	56	52			4	1,663	360	10	6	4	350	147	203
	町村	169	130	6	6			124	39	5	1	4	34	8	26	
警察職	一部事務組合等	101	82	5	5			77	19	2		2	17	8	9	
	計	3,739	3,147	77	73			4	3,070	592	18	7	11	574	241	333
	都道府県	20,792	14,447	3,556	2,302	1,185	69	10,891	6,345	2,638	337	2,301	3,707	670	3,037	
	指定都市	2,606	1,888	497	206	290	1	1,391	718	263	47	216	455	99	356	
	市・特別区	170	115	53	38	12	3	62	55	27	7	20	28	11	17	
一部事務組合等	町村	49	35	13	10	3		22	14	10	5	5	4	4		
	計	23,619	16,485	4,119	2,556	1,490	73	12,366	7,134	2,940	396	2,544	4,194	784	3,410	
	都道府県	4,411	1,847	144	143	1		1,703	2,564	1,228	29	1,199	1,336	168	1,168	
	指定都市															
	市・特別区	2										2				
一部事務組合等	町村															
	計	4,413	1,847	144	143	1		1,703	2,566	1,230	29	1,201	1,336	168	1,168	
	都道府県	35,845	23,046	6,340	4,853	1,368	119	16,706	12,799	6,379	685	5,694	6,420	1,279	5,141	
	指定都市	7,878	5,607	1,430	1,012	401	17	4,177	2,271	1,065	270	795	1,206	413	793	
	市・特別区	14,759	10,671	5,478	5,111	294	73	5,193	4,088	2,314	825	1,489	1,774	784	990	
一部事務組合等	町村	2,716	2,028	1,184	1,076	96	12	844	688	462	153	309	226	70	156	
	一部事務組合等	1,572	1,090	581	514	47	20	509	482	301	89	212	181	67	114	
	計	62,770	42,442	15,013	12,566	2,206	241	27,429	20,328	10,521	2,022	8,499	9,807	2,613	7,194	
	(構成比)	(100.0%)	(67.6%)	(23.9%)	(20.0%)	(3.5%)	(0.4%)	(43.7%)	(32.4%)	(16.8%)	(3.2%)	(13.5%)	(15.6%)	(4.2%)	(11.5%)	

**第2表 管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況  
(令和7年4月1日実績) (一般行政職)**

(単位：人)

降任等前 における 職位	職位				合計
	課長補佐相当職	係長相当職	係員相当職	その他（部課長級のスタッフ職）	
部（局）長相当職	1,077	897	235	109	<b>2,318</b>
課長相当職	2,064	1,183	327	113	<b>3,687</b>
課長補佐相当職	405	527	102	55	<b>1,089</b>
その他の職位	11	63	70	34	<b>178</b>
合計	3,557	2,670	734	311	<b>7,272</b>

**(降任後の主な職務内容)**

(単位：人)

	これまで培った知識 や経験を活かせる ライン業務	それ以外				合計
			高度な特命業務	後輩の育成等	住民相談や サポート業務等	
一般行政職	5,241	2,031	705	851	475	<b>7,272</b>

# 第2 調査結果（団体区分別）

## （1）令和7年4月1日実績

- 第3表 【都道府県】令和6年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況
- 第4表 【指定都市】令和6年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況
- 第5表 【都道府県】管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（一般行政職）
- 第6表 【指定都市】管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（一般行政職）

第3表【都道府県】令和6年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況（令和7年4月1日実績）

(単位：人)

	合計	常勤職員	管理監督職を占める職員				常勤職員	退職	管理監督職を占める職員			管理監督職を占める職員以外					
			常勤職員	非管理職への異動	特例任用	それ以外			常勤職員	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外		
北海道	1,677	1,165	262	240	22		903	512	288	17	271	224	28	196			
青森県	554	351	75	74		1	276	203	120	5	115	83	9	74			
岩手県	662	402	110	110			292	260	140	27	113	120	19	101			
宮城県	723	482	115	115			367	241	160	12	148	81	28	53			
秋田県	515	337	126	126			211	178	101	9	92	77	21	56			
山形県	496	371	115	115			256	125	78	9	69	47	22	25			
福島県	629	441	140	74	65	1	301	188	100	10	90	88	30	58			
茨城県	980	585	90	78		12	495	395	239	100	139	156	44	112			
栃木県	725	422	123	123			299	303	163	42	121	140	40	100			
群馬県	740	461	171	159	12		290	279	143	28	115	136	23	113			
埼玉県	1,059	818	185	106	79		633	241	107	6	101	134	10	124			
千葉県	1,307	880	238	167	71		642	427	223	21	202	204	29	175			
東京都	3,637	2,418	418	36	379	3	2,000	1,219	376	1	375	843	110	733			
神奈川県	1,128	788	188	95	93		600	340	172	12	160	168	26	142			
新潟県	917	650	231	178	50	3	419	267	150	8	142	117	31	86			
富山县	490	296	98	91	5	2	198	194	105	10	95	89	27	62			
石川県	323	161	106	92	14		55	162	105	25	80	57	38	19			
福井県	397	192	65	59	4	2	127	205	103	14	89	102	24	78			
山梨県	342	193	69	65	2	2	124	149	98	12	86	51	12	39			
長野県	961	748	205	180	25		543	213	124	9	115	89	31	58			
岐阜県	689	435	149	126	20	3	286	254	123	10	113	131	17	114			
静岡県	946	580	140	133	1	6	440	366	191	17	174	175	36	139			
愛知県	1,117	574	236	231	5		338	543	340	36	304	203	30	173			
三重県	662	386	118	109	9		268	276	170	34	136	106	40	66			
滋賀県	477	291	89	74	15		202	186	100	1	99	86	10	76			
京都府	634	421	102	77	25		319	213	111	3	108	102	16	86			
大阪府	1,145	684	112	70	42		572	461	223	3	220	238	24	214			
兵庫県	1,358	867	249	138	94	17	618	491	247	38	209	244	98	146			
奈良県	324	212	78	71	7		134	112	56	2	54	56	7	49			
和歌山县	384	224	78	73	5		146	160	85	12	73	75	17	58			
鳥取県	338	190	41	39	2		149	148	83	11	72	65	18	47			
島根県	440	265	89	68	19	2	176	175	72	8	64	103	9	94			
岡山県	534	349	92	87	5		257	185	97	12	85	88	23	65			
広島県	716	470	164	94	70		306	246	116	14	102	130	44	86			
山口県	622	414	145	119	26		269	208	127	7	120	81	8	73			
徳島県	383	218	72	57	15		146	165	73	22	51	92	36	56			
香川県	445	275	85	69	15	1	190	170	81	8	73	89	31	58			
愛媛県	618	389	120	119		1	269	229	110	9	101	119	32	87			
高知県	405	271	86	13	54	19	185	134	46	1	45	88	15	73			
福岡県	1,150	768	166	143	23		602	382	163	6	157	219	50	169			
佐賀県	433	278	85	85			193	155	77	6	71	78	15	63			
長崎県	935	535	114	80	33	1	421	400	90	5	85	310	38	272			
熊本県	630	395	174	119	16	39	221	235	114	9	105	121	21	100			
大分県	448	237	105	92	11	2	132	211	85	2	83	126	10	116			
宮崎県	537	325	85	73	12		240	212	118	8	110	94	17	77			
鹿児島県	700	496	161	138	22	1	335	204	102	3	99	102	2	100			
沖縄県	513	336	75	73	1	1	261	177	84	21	63	93	13	80			
計	35,845	23,046	6,340	4,853	1,368	119	16,706	12,799	6,379	685	5,694	6,420	1,279	5,141			

第4表【指定都市】令和6年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況（令和7年4月1日実績）

(単位：人)

	合計	常勤職員	管理監督職を占める職員				常勤職員	退職	管理監督職を占める職員			管理監督職を占める職員以外					
			常勤職員	非管理職への異動	特例任用	それ以外			常勤職員	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外		
札幌市	521	393	86	73	10	3	307	128	80		80	48	1	47			
仙台市	448	286	65	49	14	2	221	162	66	8	58	96	52	44			
さいたま市	229	188	89	79	9	1	99	41	23	13	10	18	9	9			
千葉市	190	139	68	55	13		71	51	28		28	23	6	17			
横浜市	967	780	145	69	76		635	187	59		59	128					
川崎市	404	289	71	36	32	3	218	115	62	5	57	53	14	39			
相模原市	168	100	39	23	16		61	68	29	18	11	39	17	22			
新潟市	309	230	48	28	19	1	182	79	36	15	21	43	9	34			
静岡市	192	122	55	40	12	3	67	70	33	7	26	37	11	26			
浜松市	225	134	61	61			73	91	46	24	22	45	22	23			
名古屋市	847	582	95	64	31		487	265	106	29	77	159	79	80			
京都市	392	245	45	38	7		200	147	79	6	73	68	26	42			
大阪市	721	554	100	59	38	3	454	167	63	2	61	104	32	72			
堺市	168	117	47	41	6		70	51	17	6	11	34	14	20			
神戸市	508	380	90	75	15		290	128	62	10	52	66	38	28			
岡山市	245	104	24	19	4	1	80	141	113	96	17	28	14	14			
広島市	396	251	67	51	16		184	145	72	10	62	73	32	41			
北九州市	329	249	59	35	24		190	80	38		38	42	9	33			
福岡市	320	256	112	57	55		144	64	29	6	23	35	2	33			
熊本市	299	208	64	60	4		144	91	24	15	9	67	26	41			
計	7,878	5,607	1,430	1,012	401	17	4,177	2,271	1,065	270	795	1,206	413	793			

**第5表【都道府県】管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況  
(令和7年4月1日実績) (一般行政職)**

(単位：人)

降任等前 における職 位	職位				合計
	課長補佐相当職	係長相当職	係員相当職	その他（部課 長級のスタッフ 職）	
部（局）長相当職	162	55	0	0	<b>217</b>
課長相当職	1,009	131	2	2	<b>1,144</b>
課長補佐相当職	288	213	12	1	<b>514</b>
その他の職員	6	25	9	23	<b>63</b>
合計	1,465	424	23	26	<b>1,938</b>

**(降任等後の主な職務内容)**

(単位：人)

職種	これまで培った知識 や経験を活かせる ライン業務	それ以外	職務			合計
			高度な特命 業務	後輩の育成等	住民相談や サポート業務等	
一般行政職	1,564	374	188	131	55	<b>1,938</b>

**第6表【指定都市】 管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況  
(令和7年4月1日実績) (一般行政職)**

(単位：人)

降任等前 における職 位	職位				合計
	課長補佐相当職	係長相当職	係員相当職	その他（部課 長級のスタッフ 職）	
部（局）長相当職	109	15	8	18	<b>150</b>
課長相当職	176	115	33	3	<b>327</b>
課長補佐相当職	8	22	0	0	<b>30</b>
その他の職員	0	0	23	0	<b>23</b>
合計	293	152	64	21	<b>530</b>

**(降任等後の主な職務内容)**

(単位：人)

職種	これまで培った知識 や経験を活かせる ライン業務	それ以外	高度な特命 業務	後輩の育成等	住民相談や サポート業務等	合計
一般行政職	264	266	93	100	73	<b>530</b>